

令和3年関川村議会6月（第5回）定例会議会議録（第1号）

○議事日程

令和3年6月10日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議会運営委員長報告
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 一般質問
 - 第 5 委員長報告
 - 第 6 報告第 6号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
 - 第 7 議案第41号 土沢橋橋梁補修工事変更請負契約の締結について
 - 第 8 議案第42号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第2号）
 - 第 9 議案第43号 令和3年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
 - 第10 同意第 4号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 第11 同意第 5号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 第12 同意第 6号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 第13 同意第 7号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 第14 同意第 8号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 委員長報告
- 第 6 報告第 6号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
- 第 7 議案第41号 土沢橋橋梁補修工事変更請負契約の締結について
- 第 8 議案第42号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第43号 令和3年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 同意第 4号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第11 同意第 5号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第12 同意第 6号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第13 同意第 7号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第14 同意第 8号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（10名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	平	田		広	君
9番	伝		信	男	君	10番	菅	原		修	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君							
副	村	長	角	幸	治	君						
教	育	長	佐	藤	修	一	君					
総	務	政	策	課	長	野	本	誠	君			
住	民	税	務	課	長	渡	邊	浩	一	君		
健	康	福	祉	課	長	佐	藤	充	代	君		
農	林	課	長	富	樫	吉	栄	君				
建	設	課	長	河	内	信	幸	君				
教	育	課	長	渡	邊	隆	久	君				
観	光	地	域	政	策	室	長	大	島	祐	治	君

○事務局職員出席者

事	務	局	長	熊	谷	吉	則	
主		幹		渡	辺	め	ぐ	美

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和3年関川村議会6月（第5回）定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、近 壽太郎さん、3番、鈴木紀夫さんを指名いたします。

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（小澤 仁君） 議会運営委員長報告。

おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る6月1日、令和3年6月（第5回）定例会議の運営について、役場第2会議室において、委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催しました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告、一般質問、委員長報告を行い、その後、各議案の上程を行います。終了後、総務厚生常任委員会を開催し、陳情の審査を行います。

11日と14日から16日までは、議案調整及び委員長の事務整理日とします。

17日木曜日は、午前10時から本会議を開催し、総務厚生常任委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。

報告第6号の報告案件は、単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑を行い、報告を終わります。

議案第41号は、工事変更請負契約案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第42号及び議案第43号は、令和3年度一般会計、簡易水道事業会計の補正予算案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

同意第4号から同意第8号は、人事案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は5月27日正午で締め切り、5名の方が本定例会議において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。総務厚生常任委員会において審査をお願いします。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表（案）のとおり決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年3月分、4月分の例月出納検査結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

第4回臨時会議後、議員派遣の必要があるものにつきましては、議長決定により議員派遣を行いましたので、お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり挨拶の申出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

議員の皆様におかれましては、大変ご多用のところご出席を賜り大変ありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染症につきましては、県内での感染は落ち着きを見せておりますが、感染力の強い変異株に置き換わりつつあります。村民の皆様には、引き続き油断することなく感染防止に心がけていただきたいと思いますと思っているところです。

また、村内でのワクチン接種につきましては、おかげさまでトラブルもなく順調に進んでおります。高齢者の接種につきましては、本日をもって約65%の方が1回目ないしは2回目の接種が終わることになり、次のステップであります基礎疾患のある方や60歳から64歳の方に対して今月25日から接種を開始いたします。そして11月には、16歳以上の希望者全員の接種を完了する見込みで進めているところであります。いましばらくお待ちを願いたいと存じます。

さて、本定例会議に提案いたしますのは、村から出資している法人の経営状況報告1件、工事契約の変更案件1件、補正予算案件2件、農業委員会委員の選任同意案件5件、以上9件でございます。

おって、上程の際に詳細にご説明申し上げますので、慎重審議の上、ご賛同いただきますようよろしく願いをいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で村長の挨拶を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は5名です。発言を許します。

初めに、5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。よろしく申し上げます。

村の組織としての課は、2005年度から班、室を置く体制となっております。当時は、平成の大合併に加わらないことを選択したことから6課を5課に統合し、職員配置を弾力的に行えるとして、課に班と室を置き23係を10班に集約して、スリム化を図った組織改革を実施しました。しかしながら、班体制には次のような不都合があると考えます。

1つ目、班長は、課長補佐の役割を担う立場になったことで多くの部下を持つことになりました。このため、部下に対する目配りや配慮が不足しているのではないのでしょうか。

2つ目、部下にとっても直属の上司が班長1人になったことから相談がしにくい体質となり、心の病による早期退職者や不適切な事務処理で懲戒処分を受ける職員が出る原因となっているのではないのでしょうか。

3つ目、また、以前のように係長から課長補佐へダブルチェックの体制だったものが、1つ減っ

たことによってチェック体制が脆弱となり、ミスが多く出ているのではないのでしょうか。

4つ目、日々の業務をこなすことが精いっぱい、求められている自己のスキルアップや部下の育成を行えるだけの余裕がないのが現状ではないのでしょうか。さらに、マンパワー不足により1人当たりの事務量が増加し、職員の質の低下につながり、まさに負のスパイラルに陥っていないでしょうか。

以上のことが危惧されますし、16年を経過し、現在の状況に合っていない部分もあるのではないかと思います。また、職員の配置だけでは改善しない部分もあると思います。

一昨年、加藤村長も組織改革を実施されていますが、村長の在任期間中もしくは2期目早々に班体制の見直しを実行する考えがとおりかをお伺いいたします。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 小澤議員のご質問にお答えをいたします。

村では、これまで幾多にわたりまして行政組織の改編を行ってまいりましたが、現行の班体制は平成17年4月であります。これは、事務の効率化と責任体制の明確化を図るため、課の統廃合と班制の導入を行ったものであります。

班体制の問題について、今ほど幾つかのご指摘をいただきましたが、班体制に起因するというよりはむしろ個別の事情によるもの、あるいは組織改正後のマネジメント不足によるもの、あるいは職場風土に起因する問題が多いのではないかと考えております。また、マンパワー不足につきましては、関川村の職員数は類似の団体と比較しましても決して少ない状況にはございません。業務フローの見直しや事務改善などにより業務量を削減をする努力を重ねる必要があると考えています。

いずれにしましても、活気のある明るい役場になるためには、組織の風通しをよくし意思疎通を円滑にするとともに、課を統括する課長のマネジメント能力の向上、管理職等による班長の育成が必要だと思っております。

組織サイズにつきましては、社会情勢や村の課題と併せて適時適切に見直しを行ってまいりたいと考えているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） それでは、再質問をお願いいたします。

ご答弁の中で、問題点は職場の風土にあるとのことですが、具体的にはどういったものかのご説明をお願いしてよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 私が就任をさせていただいた後でいろいろ職員とも議論をしておりますが、仕事が上から一方的に来るといような話もお聞きしています。仕事というのは、職員が創意工夫

をしながら、議論をし合いながらつくり上げていくと。そのことが職員のやる気にも通じるわけ
ありますし、誰しもそうですが何も分からないのに上からやれと言われてやったんじゃ士気が上が
らないと。そういう中でストレスを抱えていくというのは当然あるわけですから、職場の明るいあ
るいは上司に対して何でも言い合えるような、そういう風土をつくるのが事業の促進にもつな
がりますし、職員のメンタル面についてもいい効果を現すものだと思ってそういう発言をさせていた
だきました。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 今ほどのお話で、村長がそこまで見て取られて、なおかつ管理職、課長さん
等々だと思われるんですけども、そういった話合いがなされているということはそれに対する改
善策というのがもう既に出来上がっていますでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） まずは、私の思いを伝えることが大事かなと思っていまして、課長には絶え
ずディスカッションするようにはしておりますけれども、今のこのテーマになっています班長体制と
いうこともあって、先般、課長から説明を受けるときには班長も出てきてほしいということで、班
長の自覚を促すためにも班長にも出席をして議論をしたいという方向をこの前に課長には指示した
ところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） じゃあ、次の再質問に移らせていただきます。

1課1班体制のところは、現在副主幹でも班長になっている部署もございますよね。そういった
ところから、机の配置ごとに新たに班長の席を増やす、班長の数を増やしていくということがチェ
ック体制の強化等が図られ、班長の育成にもつながるのではないかと思います。この辺の村長
のお考えはいかがでしょう。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 班を幾つ増やすかという問題でございますけれども、今1課1班制は農林課
と建設課がなっていると思います。その点については、ちょっと農林課は1班じゃきついかたと率
直に思っているところですけども、それぞれその業務の効率化のことも含めまして、例えば建設
課については定数削減の中で班長1人で仕切れるかなということでやりました。また、その辺につ
いては、またよくその結果も踏まえながら今後どうするかを考えていきたいなと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 結局のところ、村長の周りにいらっしゃる課長、室長さんの能力不足が原因
なので、もっと努力が必要なんじゃないかという捉え方でよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 能力はあります。要は訓練というんでしょうか、それぞれ私は常々言うんですけれども、その与えられた環境によって人は伸びたり伸びなかったりします。要はその与えられた役をどのように演じていくのかというのは常日頃からマネジメントしていく必要もありますし、この組織改正のときも多分理想を掲げて組織改正をしたはずなんです。ただ、それがやって終わっちゃっているんじゃないかなと。その意図がどういう意図があつてということを職員が日々の仕事の中で感じていなければ改善しないわけです。なぜ統合廃合したのか、多分係があまりにも細かくて、中には係長を課長が兼務をしたり課長補佐が兼務をしているような組織があつてあまりにも係が小さいと、これでは効率的にできないねということで大きくりにしたはずなんです。であれば、大きくりにしたのであれば、その大きくりの中でそれぞれ役割をどのように調整するかと、そういう意識を持って常日頃しないと組織をつくったけれども機能しないという状況だと思っています。そういった意識づけがもっとも必要なのかなと考えておまして、別に職員に能力がないということとは決して言っているわけではありません。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 役場だけでなく、いろんな社会の中で営利企業もありますし地域の組織もあります。その組織が行き詰まっていったときに、そのマネジメントを考える人間が改善を図ろうとすると、組織改革をやるのか意識改革をやるのかという二者の択一が迫られると思うんですね。組織改革をやっても、今村長が答弁されたように、意識がついていないときというのは機能が全然回っていないんじゃないかなというのが僕の考えです。意識改革をやろうとしたときに、意思の統一でそこをやる管理職が合意形成を中心に考えている管理職であつたとしたときに、その改善というのは進まないというのが専門家の判断で出ています。みんなの意見を聞いちゃうからだそうです。そういった中で、なかなか改革というのが、改善とか改革とかいろんな言葉が使われますけれども、その実態、成果としてどう見るかすごく難しい話だと思うんですけれども、その中の1つが平成17年4月の組織改革だったんじゃないのかなと。それから、今までの年月が流れてきて、村長も先ほど適時適切に行っていきますというお話をいただきましたが、今村長の中で考えている適時、どのタイミングだと思われますか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今の組織がベストだとは決して思っておりません。これをどう変えていくかというのは、今のところ今の時点でいつどう考えるというそのタイムテーブルがあるわけではありません。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 村長の施政方針にもあります住民に親しまれる職員の育成というところは、やはりこういったところがキーポイントになってくるんじゃないかなということで今回質問のテー

まにさせていただきました。繰り返しになりますが、今のどこのタイミングかというのがまだ明確に示されていないということだったんですけれども、12月までの在任期間中になるのか、2期目に入ってから課題になるのか、もう一度その辺お伺いさせてください。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 組織改正というのは、よくトップが替わるとすぐ変えたがります。変えたがりますというのは変ですけども、今の総理もデジタル庁をつくって今度はこども庁をつくっています。その方向は正しいんでしょうけれども、概して言えることはそういう組織というのはすごく見えやすい、改革しているなど見えやすい状況ですけども、本当は大事なものはそこにいる人たちがどういう意識でどういう仕事をするかというのが大事なわけです。私は、あんまりそういう組織を前面に打って出るようなことよりも、むしろ職員の意識がどのように変わっていくのかということに重点を置いておりますので、今どういう方向で組織をいつやるかということを考えているわけではありません。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 村長のお考えがよく分かりました。時期的には本当にマネジメントトップにある村長の判断になると思いますが、やはり内部もそうなんですけれども外部から見たときに、今村長がパフォーマンスとしてそういうことをやりたがるというお話も一理あるのかなとは思いますが、やはり村長のご英断で任期中になるのか2期目早々の新年度になるのか、あ、加藤村長、こういうふうな改革を行ったんだなということを見えるのをご期待しております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 4番、伊藤敏哉でございます。よろしくお願いいたします。

私は、本村におけるICT人材の育成の現状と課題について、村長にお伺いいたします。

今日の自治体運営におきましては、ICTシステムは必要不可欠であり、それを運用し利活用するためには組織、職員、住民の総合力で機能させなければならない道具であることを認識することが重要であると言われていたところでございます。自治体業務の全てがICTシステムを利用して行われていると言っても過言ではない現状の下、ハードウェアやソフトウェア、セキュリティーや個人情報保護制度等に関する幅広い知識が必要とされる優れた「ICT人材」を確保することは自治体運営の最重要課題であると思えます。

地方公共団体情報システム機構によりますと、ICT人材に求められる知識や能力は以下の7つに大別されるとのことでございます。

- ①ICTの技術的側面の概要を理解していること。
- ②現行の情報システムの利用状況を理解できること。

- ③情報システムの導入とその後のコスト、サービスや業務の変化を評価し改善できること。
- ④自治体の業務と情報システムの関係について概要を理解していること。
- ⑤リノベーション（技術革新）を理解していること。
- ⑥リノベーションの視点でサービスや業務を検討できること。
- ⑦住民、職員、自治体リーダーの視点でサービスや業務を検討できること。

また、同機構によりますと、ICT人材の育成における課題は次の8つであると言っております。

- ①人材の育成が難しい。
- ②育成に時間がかかる。
- ③自治体全体の業務知識が必要。
- ④組織横断的なプロジェクト管理能力が必要。
- ⑤システムにひもづく業務全体を見渡せるスキルが必要。
- ⑥庁内のキャリア・パス（職歴の道筋）が未整備。
- ⑦人事異動で知識と経験が評価されない。
- ⑧ノウハウの継承の難しさ。

自治体運営に欠くことのできないICTシステムであります、それを管理するICT人材には高い知識や能力が求められる一方で人材の育成には課題が多いのが現状と言えらると思います。

ここで、加藤村長にお伺いします。

- ①本村におけるICT人材の重要性をどのように認識しておられるか。
 - ②本村におけるICT人材の育成の現状と課題をどのように捉えられているか。
- 2点お伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、ICT人材の重要性についてでございます。

国では、内閣直轄のデジタル庁が9月に発足することになり、地方自治体においてもDX、デジタルトランスフォーメーションの動きはますます加速することが見込まれます。このような状況下におきまして、住民サービスを向上させるためには村の規模等を踏まえつつ現行の制度やサービスにICTを活用することは必要と考えております。新たにICTシステムを導入する場合には、その有効性、費用対効果などそのシステムを評価することが重要であります。そしてまた、ICTに係る関係者と十分な協議を進める上でもいわゆるICT人材の確保というのは大変重要であるということをお認識をされているところでございます。

ICT人材の育成の現状と課題についてでございますが、議員ご指摘のとおり、ICTの進歩は非常に早く、時代に即した職員の育成が全国的にも大きな課題になっております。村では、情報担

当は配置しておりますが専任職員ではなく多くの業務を抱える中で兼務をしており、近隣市町村との情報交換をしながら業務を遂行しているという実態であります。

役場全体の人材育成という視点からは、職員の人事異動も必要ですので、複数の専任職員を置けない当村のような小規模自治体にとってはICT人材の育成は大きな課題でございます。今後、具体的にICTを活用するという段階に至りましては、必要により外部人材の活用もしながら検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） それでは、再質問に移らさせていただきます。

今ほど村長のご答弁の中に、そのシステム導入に当たりましては、そのシステムを評価したりあるいはその関係職員、関係部署でじっくりと協議することが重要であるというお話をいただきました。

ICT分野において、私ども議会の補正予算あるいは当初予算でもそうですが、システム改修というような予算が非常に多く計上と申しますか予算に上がるわけですが、その一つの制度改正、事業の制度改正等がございますとそれでシステム改修ということで、数十万円もしくは数百万円というようなシステム改修がほぼ毎回のよう補正予算等で計上されるわけですが、それにつきましては、恐らく現在の担当職員の方が担当のベンダーというんでしょうか、その業者さんと恐らく密接にいろいろと協議されて、あるいは上部機関である県とか関係団体とも協議されて進めているんだとは思いますが、やはりそういうICTの機器の知識ですとか、先ほど申し上げましたように幅広い村で行っている業務を熟知していないとなかなかこのICT人材の役目が果たせないというような、そういう指摘と申しますかあるわけでございます。

それで、村が建設する建物ですとかそういう構築物の場合は、担当者が設計者と折衝したり施工者と折衝したり村の希望、要望、意見を伝えるわけですが、やはりICT部門においても村の職員がそういうベンダー企業あるいは上部機関の団体と互角に折衝できるようなスキルを持った職員がいると申さないとは非常に経費と申しますか、予算的なものも本来必要でない機能のものをつけてしまったりというようなそういう経費の無駄、それから効率が図れないシステムを入れてしまると、極端な言い方で失礼ですが、そういうことも起こりえるのではないかと申す心配をいつもこの多くの予算、ICTに係る予算が上がる時に思うわけですが、そういう点からもう一度村長にお伺いするんですが、なかなか専任の職員を置くことは難しいということですが、その今申し上げましたような理由で専任とはいかないまでも庁舎あるいは村が関係する団体、教育委員会も含めてですけれども、そういうところのICT機器、それからシステムを統括する権限を持った職員を育成していくというようなお考えについてはどのような見解かお聞かせ願えればありがたいです。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） ICT人材よりももう少し概念が広いかもしれませんが、デジタル人材というのが総務省が昨年調査した、今日の日報にも書いていましたけれども、市町村の8割がないという現状です。国や県のように情報部門を持っている、課とか部を持っているところは別ですけれども、当村のような小規模の中で専任を置くというのは極めて難しい状況です。教育の関係で実はあるシステムを入れるかというときには、全国的なシステムを入れるといろんなオプションがついていて使わないのはいっぱいあるということで、この前、首長会議の中で下越でやらないかと。要は下越バージョンじゃないけれども、やらないかという議論もありますので、そういうように圏域の中でいろいろ議論をしながらどういうシステムが似合うのか、こういう規模にとってどういうシステムが適切なのかというのを判断していくのが大事だと思いますし、何よりも大事なのは職員がその業務をしっかり熟知をしていてどういうアウトプットがほしいのかという部分をしっかり提示するということが大事だと思っていて、ご指摘のとおり昨今何かあればシステム改修、システム改修と、コロナでシステム改修ばかりやっているような状況でそれで膨大な予算がかかっているのが現実ですけれども、その価格が適正かどうかと踏み込むノウハウというのはどこもないと思いますし、そういう意味では役場の職員全体のスキルアップも必要ですけれども、近隣との情報交換の中でどういう形がいいのかというのを進める、そういう取組がもっと重要になってくるのかなと考えているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

今ほどは、全国の市町村の約8割が、そういうICT人材の不足を生じている自治体が8割を占めるというお話ですとか、あるいは下越あるいは近隣の市町村同士、その担当者同士の連携が重要であるというお話でした。

まさに私も今回の質問をさせていただくときにいろいろなその業界といいますか、このICTの関係でどのような課題があるのかというのをいろいろ調べましたんですが、今村長がおっしゃったようなそういう全国的な課題、それから同規模というんでしょうか、そういう規模の市町村が連携して意見交換をしたりそれらの自治体が抱えるものを担当者同士のSNSですか、この記事ではフェイスブックを利用したそういう全国の自治体の職員が参加するそのSNSでいろんな課題を集約して国に提言したりしているというような動きもあると聞いております。ぜひ村でもそういう取組の情報を仕入れていただきまして、そういう同規模が抱えるその課題を関川村でも課題と捉えていただいて、ぜひ現在の担当職員のレベルアップにつなげていただきたいと思います。

それと、先ほどの質問にちょっと戻るんですけど、ICT人材の育成における課題の中でやはり市内のキャリア・パスが未整備というのが全国的な課題にも上っております。これは、つまり

ICTに携わって数年役場の中でシステム構築とかに携わっても、その後担当を変わってもそのICTについて修得したそういう技術とかそういう知識がなかなか評価されず、それがいわゆるその評価につながらないということですし、その結果多分ICTを経験した職員もそのモチベーションといいますか、俺はシステム構築に携わったんだと、頑張ったんだという評価が低ければ当然、何ていうんでしょうか、その人が次の人にたすきを渡すときのモチベーションの低下にもつながるでしょうし、やはりその一定のそういうICTに関わった職員をきちっと評価していただいて、それで現在組織の中でもあの仕事は大変なんだよと、重要なポストなんだよというところに位置づけていただいて、むしろそこに選ばれると優秀な職員なんだというような評価がもらえるような、そういう何ていうんでしょうか、担当をつくっていただきたいと思うんですが、それで財政的な面ですとか仕事の面でやはり専任というのは難しいと、村長が再三おっしゃっておられますけれども、そのICTに係るその予算というのは非常に大きいと思いますし、我々のような小さな自治体であっても仮に専任を置いてしっかりとそういう機器管理、機材の管理から始まりまして恐らく相当の数の、パソコンから何から入れますと相当な数だと思いますし、それらを適切に管理していくことによって場合によっては相当の金額が無駄にならずに済むということもあり得るんじゃないかと思います、長期的に見れば。そうすれば、その経費で優秀な職員をモチベーションを上げること、それから小さな自治体でもそういうパソコン関係を統括できるような職員を置くということはこれからの時代は必要になってくるんじゃないかなと、ほかの仕事にも増して重要なポストといいますか仕事になるんじゃないかなという気がしているんですが、その点についても一言いただければと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） まず、キャリア・パスの話ですが、これはでかい自治体においてICTに係る業務が正当に評価されているかどうかということだと思います。例えば、企画部門を走った職員もいれば様々な部門がいますけれども、そういったICT関係の人たちもしっかり評価をして人事上配慮していくという、それがなきゃ駄目だというお話だと思いますので、当村のように小規模な自治体についてはICTだどうだこうだということで変わるわけじゃなしにその人その人をしっかり評価する、業績評価をしながらの人事になりますから、そこはあまりご心配はないのかなと思っております。

そして、また職員の配置の話ですが、情報はもう日進月歩、様々変わります。私は、県におりましたときに情報官というのを置いたんです。それは、要は県全体の情報を仕切るといいでしょうか、それもやっぱり民間なんです。民間のそういう手の専門家を連れてきて情報官ということで、かなり金を払って設置をしないとできないようなポストですから、そういったものをうちの村で置く必要があるのかどうなのかという疑問もありますし、あと職員を養成するかというのもそこまでの部

分を養成するのはどうなのかなと私は思っておりますので、その辺は先ほどの繰り返しになりますけれども、各近隣の自治体と様々な情報交換をしながら、このシステムは妥当なのか、あるいはこの金額が妥当なのか、どういうオプションがあるのか知らないのかとそういったことを協議をしていくと、そういうむしろ能力のある人材を充てていくということが大事だと思っていて、そのICTに係る専門的な技術を習得させるというのはちょっとこれは無理かなと思っているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

私ども関川村の現状の中では、なかなか今村長がおっしゃいましたようにその専門にというのは難しいという事情も理解しておるつもりでございます。

先ほどの地域情報システム機構ですか、その資料を読んでおりますとこのような表現がございました。特に、小規模自治体ではICT関係の業務を1人の職員が担当するいわゆる1人情報システム管理、これを略して「ひとり情シス」というような表現、何ていうんですか、業界用語のようなことが言われておりました。恐らく私どもと同じような規模の自治体は皆この「ひとり情シス」なんだと思いますけれども、先ほど村長がおっしゃいましたようにその近隣の同規模の市町村との連携が重要であると思えますし、この質問をさせていただくに当たって情報をいろいろ見たときに、この地方公共団体情報システム機構で行っている研修も各種あるそうですし、恐らく関川村もここに加盟しているのではないかと思うんですが、集合研修いわゆる東京ですとか主な都市に集まってやる集合研修、新任情報課担当者セミナーですとか、これらのほかに18種類の研修が網羅しておりましたし、またそういうところに出かけなくてもインターネットを使ってできる専門のeラーニングですか、専門ICT基礎コースほか6コースというようなことが書いておりました。こういうものも利用しながら、ぜひ村のICT担当、他の市町村に負けないというか、関川村には兼務であってもそういうスキルの高い職員がいるよと言われるような職員の育成を中長期的に進めていっていただきたいと思っております。

それでは、最後といいますかこれで終わりますけれども、本村においてこれまでそのICTに関わった経験を持つ職員の方々もたくさんいらっしゃるわけですので、それらの職員の意見をまた十分聴取、聞き取っていただきまして村にはどういうレベルの職員が必要なんだというようなことを共通認識として、特に課長さん方の共通認識として持っていただいて、今後関川村が保有するそういうパソコン関係、機器、これは学校も含めてですけれども相当な数に上ると思います。それこそ学校の中でもどなたかが責任者になってそういう機器を取りまとめ管理されているんでしょうけれども、これをきちっと管理できるかできないかで本当に大きな経済的な負担の差も出てくると思います。ぜひもう一度、このICTの関係を役場本庁をはじめ学校、それから保育園、それから関係団体も含めましてそういう管理が今後適切に進められて経費をできるだけ極力抑えて、それから効

率的に使えるようなという意識を特に幹部の方々には持っていてICT人材の育成につなげていていただきたいとお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 8番の平田 広です。

新年度予算について確認も含めて、3点についてお伺いいたします。

1点目、民間賃貸共同住宅建設促進事業補助金3,500万円について。

過去には、国の補助事業やリース事業等による村直営で建設、運営をしてきたところありますが、今回は村営住宅ニューメゾン下関南側の村有地を売却し、多額の補助金を出しても民間に建設、運営をしてもらうということですが、そのほうが村にとって得策なのか伺います。

2点目、移動販売車支援事業補助金400万円について。

①高齢者の見守りを依頼するのが目的と聞いていますが、今までは集落の区長や近隣の住民あるいは親戚、そして民生委員、かつ新聞販売店や郵便局とも提携し、村内の見守りを必要とする高齢者を把握し無償で見守ってもらっているのが現状と思います。さらに、今回は、新たに移動販売車の方に補助金を出してお願いをするということですが、村内の見守りを必要とする高齢者全員に対応できるのか疑問を感じますが、村長のお考えを伺います。

②人口が減少しても、半永久的に高齢者が絶えることはないと思います。今後も移動販売車の方に補助金を出し続けていくことになっていきますが、これについて村長の考えを伺います。

3点目、田麦スクールバスの関係について。3月定例会議でも一般質問をさせていただきましたが、追加質問をさせていただきます。

①3月議会での教育長の答弁では、今年度村で送迎のための普通乗用車を購入し直営運行に切り替え、運転はタクシー会社に委託するということでした。予算では、運転の委託に294万4,000円上がっております。そのほか、ガソリンや車検あるいはタイヤ交換等の経費は別途直接村が支払うということだと思っておりますが、そうすると直営の形に戻したといっても経費的には普通タクシーを使っているのとあまり変わらないと思いますが、教育長の考えを伺います。

②新型コロナウイルス対策というのであれば、旅館や飲食業、観光業等の皆さんも大変厳しいと聞いております。皆さんは、今どうしようもない、ワクチンで感染が収まるまで耐えるしかないとおっしゃっていました。特定の業者だけでなく公正公平に支援すべきだと思いますがいかがでしょうか。これについては、総体的なことですので村長に伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 平田議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず、1点目の民間賃貸共同住宅建設促進補助事業、これは当初予算に計上しご審議をいただいた事業であります。この事業が村にとって得策なのかと改めてのお尋ねですので、ご回答をいたします。

村は、昨年度までに村営住宅34戸、村有住宅47戸、特定公共賃貸住宅4戸を所有し管理運営を行ってまいりました。今年度から新たにニューメゾンのリース期間満了によって5戸が追加となり、合計で90戸の運営管理を行っていくことになりました。若者定住促進に特化した住宅整備は平成22年度から取り組んでおり、これまでは全てのリスクを村が負担をして民間事業者に建設をしていただき、村がリースで借り受けてまいりました。しかしながら、リース終了後は村に財産が譲渡されるため家賃収入は入るものの維持管理費は村が負担ということになり、古くなればなるほど維持管理費が増大をいたします。加えて、入居管理業務等の職員負担も増すこととなります。

私は、定住促進という政策の推進についても官と民が力を合わせて取り組むことが重要と考えております。このたびの事業は、こうした考えの下、事業者へ補助金を交付し賃貸共同住宅建設の促進を図るものであります。この方式は、官民それぞれがリスクや費用を負担し建設されるとともに、住宅完成後の入居促進についても民間のノウハウが生かされるものと考えております。事業者への補助金の財源としては、過疎債を充てることとしており、最大3,500万円補助をしたとしても後年度元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されますので、村の負担は実質30%程度の負担で済みませぬ。それが一切の費用も発生せず、また職員による入居管理等の業務も発生しません。今後厳しい財政事情が続くことが予想される中、後年度における財政負担のリスクを発生させないことや民間のノウハウ、活力が導入できることから民間賃貸共同住宅建設促進補助事業を実施するものでございます。

2点目の移動販売車支援事業補助金についてであります。

議員のご質問に対する答弁の前に、400万円の予算を計上しておりますけれども、その算定についてまずご説明を申し上げます。今回、移動販売車支援事業補助金として計上していただいておりますのは、移動販売の許可を受けられる車両の購入及び改良費の補助、これが上限100万円です。月間の運営費等の経費として1台当たり月6万円を上限として計上し、年間4台の運行まで可能となるように予算では計上させてもらっているところでございます。

そこでまず、移動販売車における高齢者の見守りについてです。議員ご指摘のとおり、移動販売車支援事業補助金は補助対象事業者による高齢者の見守りも目的の一つですが、本来の目的は買物弱者対策にあります。経済合理性の観点から考えますと、民間経営による現行の移動販売では人口、世帯数ともに少ない地域へ足を伸ばすことは経営上の負担となってしまう状況にあると考えます。そこで、コスト割れが生じてしまう地域であっても簡単な日常の買物をすることができるよう、買物弱者対策への支援という観点から行うのが第一の目的であります。

高齢者の見守りについてですが、これは第2点目の目的ということであり、元気に買物をされていた方がいつもと異なっていたり急に来なくなってしまうという状況も想定されます。買物を通じて日常の暮らしぶりの変化や地域の情報をキャッチすることは、高齢化が著しい村内においては必要な見守りと考えており、様々なこの見守りの取組が増えることは福祉の観点からも必要と考えております。村としましては、今後この事業をまずスタートをさせ、問題があれば必要な改善を図ってまいりたいと考えています。これまでの見守りも全てそうですが、高齢者全員に対応できるものというのは基本的にないと思っておりますので、様々な見守り制度を組み合わせながらその成果を上げていきたいと考えているところです。

次に、移動販売車の補助金を継続し続けるかということですが、高齢者をはじめ買物弱者とされる方が増えることが見込まれますので、対象者や地域のニーズにマッチした行政の支援は必要と考えているところです。今後とも時代の流れや住民ニーズを的確に把握し、適切な支援を行ってまいります。

続いて、3点目の田麦スクールバスについてであります。

初めの運行委託の関係については、教育長が答弁をいたします。

2点目の新型コロナウイルス対策と支援の在り方についてですが、田麦バスのスクールバス事業に対して、特定の業者に対して支援しているのではないかとのご指摘ですが、田麦のスクールバス事業は業務委託として事業者の仕事をお願いしているものであり、新型コロナウイルス対策としての支援ではございません。村としましては、村民の皆様からの声に耳を傾け、支援を必要とする方に対し適時適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 平田議員のご質問にお答えします。

初めに、今年度以降の田麦スクールバス運行対応についてご説明いたします。

現在、田麦スクールバス運行は、教育委員会所有のスクールバスをタクシー会社に貸し切り運行業務委託しておりますが、議員ご指摘のようにスクールバス用に普通乗用車を購入し9月から運転業務だけをタクシー会社に委託する形で運行する予定としております。

経費の比較につきましては、本年9月以降のタクシー会社への運転業務委託費を毎年ベースで計算すると159万4,000円となります。一方、普通タクシーを使用した場合の経費は年間276万4,000円となり、運転業務委託のほうが約110万円節減できることとなります。また、車両の購入費や燃料費、維持管理費を含めた10年間のトータルコストでも、車両購入費に国の補助金や後年度の元利償還金に交付税措置がなされる過疎債を活用することにより村の実質負担額は約1,763万円となり、普通タクシーの運行委託よりも約1,000万円の節減が見込んでいるところです。

以上であります。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） じゃあ、1番の共同住宅の関係ですけれども、先般インターネットで応募者を募集したと聞いていますが、4月1日から5月31日まで募集したと聞いていますが、その応募の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 5月31日で締切りをいたしまして、1社の応募がございました。以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 平田さん。

○8番（平田 広君） まだ、どこの会社でやるのか、そういうのはまだあれですか、公表の段階にない。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） そうでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 私、この関係について質問した中身ですね、今まで国の補助事業でやってきたのはその家族の収入とか所得によって家賃も変わったり、例えば1万円から4万円まで1人1人違うわけですね。そういう制約もあるということで、その後リース事業ということなんですが、依然リース事業のほうは村費の持ち出しも少ないし3年据え置いて5年から7年くらいに返済していたと記憶しています。また、建設予定地、下関保育園から商工会までは順次村が買収していつぞと距離にして360メートルくらいあるんですけれども、村の用地となりました。それも今回は中心部の一部をその建設しようとする業者に販売して、売って造ってもらうということなんですけれども、リース事業のほうは私も計算してみると結構いいなと、結局1億円かかっても村の持ち出しは、直接持ち出すのは500万円ぐらいで済むんじゃないかなと計算したら出てきたんですけれども、そういう意味で村としてはリース事業のほうのが得策だったんじゃないかと思ったわけです。

昨年30%補助の上限は2,000万円ということだったんですけれども、今年それを誰もいなかったということで50%補助の3,500万円に今補助金を上げたということだったんですけれども、もう少しそれらを含めて検討されたと思うんですけれども、その辺の検討の状況をちょっと教えていただけませんか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） こうした事業は、トータルでのコストがどうなるかと考えなきゃなりません。当然ですけれども、そんなことで。その前に、まず公営住宅法による住宅、これは国の補助金が出ます。そういう意味ではすごく有利ですが、それはあくまでも生活困窮、住居に困窮している方々に低利な住宅を提供するという目的ですから、そういう低利な家賃をこれを民間がやろうと思って

もできないです。家賃がすごく安く抑えるものを民間でやってもペイができないから、行政が建てるんです。それ以外のところというのは通常は普通の住宅とか民間市場で、民間の要はエリアなんです。本来はそこで民間がやらなきゃならない。だけれども、うちの村はそれを行政がやったんです。逆に言うと、その行政がやっちゃったものだから民間が入れなくなっているというのが現状なんですね。だから、国もそれに起債を認めていないんですね。普通のハードの起債を認めていないのは、政策的に通常のアパートを行政が起債をして建てることは認めていないんですよ。たまたまソフトでできるようになりましたけれども、もともとはそういう制度設計なんです。

私は前に村長室からでも書きましたけれども、本来ああいう若者が入れるものも民間の範疇ですから、行政が補助でも出して価格を抑えて民間で経営してもらおうのがベストだと思っているんですけども、今まで村の方向としては村が丸抱えでやってきているわけです。当然コストの面も、今議員がおっしゃったとおり、ニューメゾンについて1億幾らでしたかね、その1億何千万円をリースでやった場合と今の方式でやったらどちらが得かと、22年間で、当然検討していて今のほうが圧倒的に安いんです。そういうこともありますし、それもあるんですけども、それを22年間持つということはかなりリスクを抱えるんですね、何かあったときにすごくコストがあると。多分、これはアパートを建設されている方はよくお分かりだと思いますけれども、そういうリスクが全く村に出てこないということになりますし、あとは要は民間ですから、そこに入っていたかなければ利益が上がらないからどんどん定住促進のための働きかけをしてもらえるというのは民間活力の導入だと私は思っていて、そういうこともあってトータルで。土地は確かに民間になりますけれども、土地がどこの土地になろうが本来あそこに住宅が建って人が住んでもらうのが目的ですから、土地の所有権がどうなるというのは別に関係なくて、本来の政策目的を達成するには何がいいのかという観点からあの制度を、事業を導入しているわけです。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 私はそのリース事業、結局途中から多分同じ有利な起債ということで過疎債を使っていると思うんです。途中からそうやってきたんでないですかね、うちは。私、それを聞いて計算してみたらすぐ身銭を出さなくてもいい、今は直接3,500万円出しますけれども直接出さなくてもいい、すぐその3年間分入居者からお金がもらえる、それを積んでその後5年から7年で返済して行ってそれを過疎債を使っていくと。そのもらったもの、入居費とか、その返済中も入居費をもらって行くわけです。それらを使っていけば最終的には500万円ぐらいで済むんだと、これはいい事業だ、リースはいい事業だと考えたんですけども、私はそう考えたんですけどもそうではないんですかね。お伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 私がした試算も、当然その土地の売却収入とかを除いていますよ。土地の売

却収入を除いていても固定資産税が入ってきます。22年間の固定資産税を当然計算していますし、あと維持管理、22年間の維持管理がどれぐらいかかるかということを経算してやりますと、今のリース方式を22年間をやると赤になります。家賃収入が入っても結局はトータルでは赤になってくるんですが、今の方式でやるとほぼとんとん。固定資産税が入って、その長期のスパンですよ、22年間で固定資産税のことも入ると、今確かに補助金を出しますよ、でも交付税で補填されて3割の部分と固定資産税が入ってくることを考えると、ほぼとんとんになるんです。リース方式のやり方を見ると赤になってくるというのが我々の試算結果で出ています。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） じゃあ、そういう比較設計をやってきてこうなったということですね。

じゃあ、続きまして2点目の移動販売車支援事業補助金400万円についてお伺いします。

今、私の集落とか近隣集落では一部の人がやっぱり移動販売車を使っています。ただ、販売者は生協とかヨシケイとかあるいはその魚屋さんですか、あれは旧荒川町の方ですね、かねま鮮魚さんだと思うんですけども、かねま鮮魚さんは何も書かれていないからちょっとどこかよく分からなかったんですけども、そういう人たちが1軒1軒にしか入ってこないんですよ。皆さん、全部使うんじゃないくてこの1軒のために来るんですよ。それもお年寄りのいないところばかり。そんな感じなんですけれども、私はこの前の説明のときにちょっと質問をしたら、高齢者を見守ることが目的なんだとは聞きました。今回は、それは説明を聞くと第2のことであって、買物弱者支援ということ、対策ということでした。高齢者見守りというのはその次の、2点目の段階なんだという格好だったんですが、私は高齢者を見守るということは、行って元気であるとか不自由なことはないか、あるいは何か支援を必要としていることはないか、声かけが一番大切だと思うんです。一声かけると、それが一番大事だと思うんですけども、新聞とか郵便局も提携はしていますけれども、新聞は朝早いものですからほとんど顔を合わせることがない。それがたまっていけば、この人何か変だなということは気づきます。郵便もただこう置いていだけで今のところあまり期待できるものではないかなと思っているんですけども、ただ俺、ほかの人に聞いたら、ほかの人は活用の仕方あるよと言うんですけども、そこにちゃんと話をして、ここへ行ったらここここに寄ってきてくれと、必ず寄ってきてくれという格好にすればそれは活用できるんじゃないかと、そんな話もありました。

見守りが重要なのであれば、私は民生委員さんとか、民生委員さんは報酬もないですけどもせっかく20人もいますので民生委員さん、あるいは昼食の配達ボランティアさんがいますけれども、その人たちをこううまく活用できないのかなと思うわけです。これも一部の民生委員さんとか区長さんにも話を聞いてきまして質問しているんですけども、あくまでも最も重要なのがやっぱり声かけだということでありまして、そういう移動販売車であれば行くところが限られているのではない

いかと、ほかの集落も限られているのではないかということで、みんなが回っていれば商売にならないと。そんなの商売にならないよと。やっぱりその民生委員さんとかそういうのを使ったほうがいいのではないかという話だったんですけれども、買物弱者ということでその400万円の中には一部そういう車を購入するとかそういうのも入っているということなんですけれども、そういう説明がなかったものですから私は出し方がおかしいのではないかと。いわゆる車を購入するとき、村長の施政方針の挨拶ではニーズが高まっているんだからこれをそうしていきたいということで、そういうのであれば車を購入して場所を増やす、買う人を増やす、そういう見守りにもなるし、そういうことに使うのであれば車に対して補助したほうがいいなと思ったんですけれども、それもここには含まれていると考えていいわけですね。で、いいわけでしょう。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 先ほどご説明しましたとおり、この補助金の中には車両の購入や改良費用というものも入っていますし、運営費の経費として1台あたり月6万円が限度ということで見積もっております。想定、誰がどう手を上げるか分かりませんから、4台ぐらいは取りあえず予算を見積もっておくかなということで見積もっているわけでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） じゃあ、分かりました。

次の3点目に行きます。田麦スクールバスの関係ですけれども、今回そういう切り替えるに当たって単価を聞きましたけれども、9月からということで159万4,000円、切り替えれば。タクシーだと276万4,000円というお話でした。この159万4,000円、私から見ればちょっと安いんでないかなと思ったんですけれども、時間的なものにその単価を掛けてすればもっと上がるんでないかと思うんですけれどもね。ほかにそのガソリンとかほかの経費も出てきますので、そういうのも含まれているのでしょうか。含んでのこの単価ですか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 今ほどのご質問にお答えします。

159万4,000円というのは運転業務委託のみの金額でありまして、そのほかに試算としては10年間ベースで車検代が年間4万8,000円、修繕費としてタイヤ代2万円、燃料代としまして年間5万8,800円という試算をしまして、12万6,800円がそのほかにかかると考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） それでも安いような気がしますね、計算上は。それと普通タクシーですと276万4,000円だということなんですけれども、この前はジャンボで500万円ですよ。大分開きがあるんですけれども、これは間違っていないですか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） タクシー運行の場合は、田麦まで6,580円の朝と晩2往復の210日、それで276万3,600円と試算をしております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） そうするとあれですか、前の500万円というのはどんな計算で500万円だったんですか。私が聞いているのは、普通タクシーからジャンボに換えれば3割増えるよと聞いたんですよ。逆にいえば、500万円掛ける7割であれば350万円かかるのかなと今推測してあったんです。その辺、ちょっとお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） すみません、今ほどの500万円に対する質問ですけれども、ちょっと手元に資料がありませんので申し訳ありません。（「じゃあ、後で」の声あり）

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 前回教育長さんの答弁では、統合時の約束事でどうしても村で送迎しなきゃいけないということをお聞きしました。私もその後も田麦集落に行って何人かの人とも話を聞いてきたんですけれども、現状をお話ししたらそんなにかかっているのかと皆さん大変驚いておりました。統合時は子供も多く、10人乗りのジャンボも満員になったそうです。また、統合当時集落の人は、特にその条件とか約束というようなことは記憶にないとおっしゃっていました。村が統合時にそういうようなお話をしたから集落でもそんなものなんだと私は聞いてきたんですけれども、村と地元で大分ずれがあるように思ってきたんですけれども、状況も変わってきておりますし集落に事情をお話しして理解をしてもらって、最小の経費で目的を達成されるように今地元と話し合いすることはできないのか、再度お聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 今ほどのご提案でございますが、先ほど申し上げましたとおり、経費については今回の方法が安くできるということでありまして、安定的それから安全性ということも考えた上でも業者委託することが一番まず安心安全性が確保できるということですので、まずこれで行きたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 1人が卒業して、兄弟1人卒業して、今1人ですよね。保育園でも自分で送り迎えしているわけだ。そういうのを見ましても、やっぱり保護者とかあるいはその家族に補助金を出してもそれを計算すれば一向に安いんですよ。例えば、田麦から中束まで朝45分とか帰り45分ぐらい時間見ていけば1時間半ですけれども、それを今までの1時間1,000円に満たない金額、それを掛けてやれば1,000円でも1,500円なるし、1,500円掛ける日数を数えていっても三十五、六万円補助金を出せば済むのになど考えたんですけれども、その辺はどんなものでしょう。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 確かに、そういう個人を補助するというのであれば安く上がるかもしれませんが、何度も言いますけれどもその今の関係、保護者が昔のことはよく覚えていないということではありますが、統合時にスクールバスをしっかりと運行して児童生徒の通学を確保するということが大前提であります。それから、またこの一つそういった事例をつくりますと例外となつて、またいろんなところでもそういう話になりますので、その大前提が崩れてくることになるかなということをお慮しております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 全国的に見ていても6キロメートル離れても7キロメートル離れてもみんなよそは直接家族の人が送り迎えしている、そういうところが結構あるんですね。どうしても村が送り迎えしなければならないという、その法的根拠でも何かあるんですか。ただ統合時の約束だからということなんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 不勉強で、そういった全国的な何か規則等があるかどうかというのは存じ上げません。私の今の捉え方では、このスクールバスというのは統合するときの大事な住民との約束であったということで引き継いでいます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 簡単なんですけれどもね。行って話をしをして、じっくり話をしすれば簡単に決まると思うんですけれどもね。分かりました、まず。と私は思っています。

じゃあ、次の②についてお聞きします。

新型コロナの対策関係について聞きますけれども、税金を使っているわけですから透明性も大事ですし、支援も他市町村のように基準を決めて正常なときの単価をどのように出るか、そのニーズとかによって一時金で支援交付金として支援すべきだったと私は思うんですけれども、これについてはいかがでしょう。村長にお聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今ほど透明性とか一時金をもって支援すべきとおっしゃったのは、田麦スクールバスのお話でしょうか。であれば、田麦スクールバスは今までの議論もありましたように業務委託をしている話ですので、コロナのためにやっているわけじゃありません。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） いや、村長はそう言いますけれども、当初の説明ではコロナの関係でこのタクシーで送り迎えすると、コロナの経済対策を考えてこういうふうにしたんだというお話だったんです。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） コロナの影響もあるねというのは確かにありますけれども、コロナのためにずっとこれを継続するのとか、そんなあり得ない話なので、コロナがなくなればこれをやめますと
いう問題では全然ないんです。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） コロナのために旅館とか飲食業が大きな打撃を受けている。タクシー会社も
大きな打撃を受けているすけ、それを支援するためにこういう方法をとったんだという話だったん
ですよ。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） コロナの支援の側面があったかもしれませんが、ご覧のとおり田麦スクール
バスがコロナのためにやっているわけでありませんから、確かにコロナ時期の支援の側面もあつた
かもしれませんが、今こういう形で運行するのはこれはまさに業務としてやっているわけで、コロ
ナのためにしているものではありません。

○議長（渡邊秀雄君） 平田さん、同じ質問を繰り返し聞かないように。コロナの話はさっき何回も
話していますので。

○8番（平田 広君） じゃあ、次、もう一つ。

今の国、県の補助事業の他に各市町村でも独自の施策で各事業所に支援、どこの市町村もやって
いますけれども、新発田市では各事業所に5万円ずつとか新聞に出ていますね、村上市では10万円
とか、上越市では最も多く最大で100万円とか。昨日の新聞では、津南町が出ていました。宿泊、飲
食業は1業者につき上限50万円、その他業者は20万円を補助するという記事が出ておりました。関
川村でも、旅館業のほとんどだと思ふんですけれども国の貸付金を利用して今も賄っている、耐え
ているという状況だそうです。旅館業では、お客がなくても風呂掃除とかあるいはその掃除関係、
どうしても必要でやらなければならないわけですけれども、女将会で集まったりしてそういうとき
にはやっぱりそういう話が出てくるんですね。やっぱりかなり今苦しい状況にあるんだなと思つて
きたんですけれども、そういう難儀している皆さんのために村独自の支援策は検討願えないもので
すか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） これまで何べんにわたって議会でご審議いただいているのは村独自の制度で
す。旅館に対して固定経費がかかるからと免除や補助を出したり、様々な取組を今まで村としてや
ってきていますよ。もし議員が公正の支援ということでそれぞれみんな5万円ずつばらまけと言
うのなら、それは多分やるべきじゃないと私は思っています。なぜかという、この交付金というの
は国が借金をして本当に苦しい人たちに支援をしようとしているわけです。この負担はどうなるか

という、当然国は赤字国債を発行していますから後年度の方々が負担するわけですね。それを今の方々にコロナの影響があろうがなかろうが一律幾らと負担することは、これは適切でない。これは国もそう言うておりますし、ましてや何とか一律免除だとか一律幾らというような支払はなるべく私は避けるべきだと思っていますので、商工会の意見とかも聞きながらどこに困っていることがあるのかと、そういう視点であるいはひとり親世帯、子育て世帯について必要でないかと、そういう視点で村が単独の補助を出したりしているのが実態でございまして、周りから見れば例えば一律幾らとばあっと配れば何とか市はいいよねと言われるかもしれませんが、私はそれは国がこれだけ苦労して捻出しているお金を使うやり方としては私は適切じゃないという考えでおります。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 関川村の場合は、今の補助の体系は国からそっくり来たやつを出しているという感じで、よそのこういう5万円とか10万円とか100万円以内とか出ているのは恐らくその市町村独自の対策で、村であれば村費からの支出だと思うんですけども、そういう大変な思いをして苦しんでいるという人たちもいるという、旅館業の皆さんですね、そういう状況だということをお伝えさせていただきます。

スクールバスに関しては、村の体力もありますのでその事情にあった形、現実的な形を重視してもらって、保育園とか学校にともに来られればずっとこれは優しい、話をすれば簡単に進むかなと感じがして、集落に行って話をしてそんな感じがしてきたんですけども、いい方向に公表してもらえればいいなと思うんですが。時代に合わせて見直すところは見直していただきたいというのが私の希望です。

今回は、私が疑問に思うこと3点について質問させていただきました。理事者の皆さんも新型コロナの関係で大変だとは思いますが、村のため、村民のためにこれからも頑張ってくださいようお願いいたします、じゃあ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊秀雄君） それでは、11時45分まで休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、2番、近 壽太郎さん。

○2番（近 壽太郎君） 2番、近 壽太郎です。

私は、集落の機能維持の対策についてお伺いいたします。

人口減少問題は全国的な課題として取り上げられて久しくなりますが、いまだこれといった解決策はなく、どこの自治体でも苦慮を重ねているのが現状です。

村の人口ビジョンのまとめにあるように、1つの対策だけで解決するものではなく総合的な施策が必要であり、村づくり全てと言えます。その観点から、集落の機能維持やコミュニティーの活性化は村づくりの原点であり、村の元気につながる大事な要素で、村のイメージアップにも大きく影響します。

昨年9月の一般質問で、人口減少のため集落機能維持について不安を抱いている住民が多くいることに対して、コミュニティーが地域課題として取り組む提案をいたしました。村長と観光地域対策室長からは、前向きな答弁があったと記憶しております。

村長の令和3年度施政方針説明でも、人口減少問題としてこのまま推移するとコミュニティーづくりや集落活動また住民生活そのものにも大きな影響を与える、こうした事態を招かないよう今後とも必要な施策を講ずると述べています。主な施策として、自然減への対応、社会減への対応として「移住定住・村の魅力づくり」を上げられています。こうした施策の根底には、集落機能を維持しつつ住民一人一人が生き生きと生活できていることが前提としてあります。

この村が自立の村を目指したことの一つには、細かい事象にも行政の目が行き届くことにあると思います。

令和3年度に第6次関川村総合計画の後期計画と第2期総合戦略が策定されました。この冊子の巻頭に「持続可能な村づくりのために」と題した村長の挨拶文には大変共感するものがありました。

以上の背景を鑑み質問いたします。

1つ、少世帯で高齢化率の高い集落ほど機能維持の低下は顕著であります。特に5年後、10年後、大きく変わると思われませんが、今後の対策を早急に示し対応する必要があります。それに対してどのように考えているのか伺います。

2つ目、コミュニティー単位で実施している住民アンケート調査の現状と今後の予定を伺います。

3つ目、地域課題解決支援事業の制度の見直しという答弁がありましたが、その結果をお伺いします。

以上3点よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 近議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、集落機能維持のための今後の対応についてのご質問でございます。

人口減少と高齢化の中で集落機能の維持が当村にとっても大きな課題になっているというのは、議員ご指摘のとおりでございます。そんなことから、コミュニティーごとに地域の課題を抽出するためのアンケート調査を実施をし、集落内や地域での話し合いを進めてきたところです。議員お住まいの霧出地区においては、雪下ろしであったり、健康不安、農地山林の維持管理、河川道路の維持管理が課題として挙げられたところであり、これらの課題は村とコミュニティーが一緒になって解

決しなければならないものだと考えております。

村では、アンケート調査結果から導き出された課題に対しコミュニティでの解決を支援をするために地域課題解決支援制度を創設したものの、残念ながらこれまで具体的な活用はございません。アンケート調査をして終わりでは意味がありませんので、それぞれの地区の課題解決への取組が促進されるよう村としても関わっていきたいと思っているところです。

また、同じ問題意識を持った中で、国の制度として、過疎地域の集落において深刻化する喫緊の課題に対応するため、基幹集落と周辺の集落との間で集落ネットワークを形成し地域運営組織が行う日常生活の確保や産業振興などの取組を支援する事業、これが国の制度としてありますので、この事業をよく研究をした上で当村にとって有用な事業であれば各コミュニティにも積極的に情報提供をし、その活用を促していきたいと、村も関わっていきたいと思っているところでございます。

なお、課題の1つでありました雪下ろしにつきましては、作業の担い手が不足をしているということから新たに塗装組合の皆様にも次年度に向けて対応をお願いしたところであり、また転落防止の事故防止策として落下防止器具の家屋への取付けについても補助事業の創設を予定しているところでございます。

次に、コミュニティ単位で実施している住民アンケート調査の現状と今後の予定でございます。令和2年度まで7地区でアンケート調査が完了しております。今年度は、下関地区と湯沢地区のアンケート調査の実施を予定しており、全地区のアンケート調査が完了する見込みでございます。

最後に、地域課題解決支援制度の制度見直しの結果についてでございますが、平成29年度から行っております当該事業につきましては、令和2年9月の議会でお答えをしましており、アンケート調査実施後ある一定の期間まで制度存続をすることといたしました。村としましては、今後はアンケート調査から浮かび上がってきた課題について住民の皆様にも活発な議論を行っていただき、解決を図る新たな取組が創出されるよう期待をしているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近 壽太郎さん。

○2番（近 壽太郎君） それでは、再質問させていただきます。

私が、1つ目ですけれども、一番危惧しているのは、5年後、10年後、2025年か2026年ころになると高齢者が、今頑張っておられる70歳代の高齢者さんがその頃からまた年を重ねて、頑張っておられる方々がだんだん少なくなってくる。そういったときに、そうならないうちに何とかこう早急にアンケート調査、それから周知、それからさっき村長が言われました集落ネットワークとかそういうものの対策を、今のうちの状況でいくと、この前の9月の質問ですとなかなかアンケート調査が終わって周知してそれから次の行動に移すまでにどのくらいかかるのかその辺がちよっと見えてこないの、もう少し総体的な計画を教えてくださいませんか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 先ほど国の制度を申し上げましたけれども、基本的な考えはそれぞれ集落、集落がどうそうしていくのか、地域にしていくかというのが基本で、それを行政がバックアップをするというそういうスキームになっています。これまでのような様々なものを行政に要望するという形の行政じゃなしに、これから住民が参加していくという形の行政に転換をしないとこれは現実的に難しいし、国もそういう方向で動いています。

ただ、残念ながら先ほどの主体となるコミュニティーそのものが、ちょっと語弊があるかもしれませんが、敬老会をやって駅伝大会をやって中には運動会をやって終わっちゃっているという部分があって、もともとコミュニティーをつくったことには意義があって理想があったんですけども、それがその地域の意思を酌み取って地域の自発的な活動につながっていないというのが現状かと思えます。そういうこともあって、アンケート調査をし、地域で共通の課題認識をしていただいて次の一歩に進もうと。

ちょっと噂では、霧出のコミュニティーでは雪下ろしはコミュニティーでやったらどうかという意見もあったけれどもそれも潰れたという話も聞いていますけれども、やっぱりその地域でやっていくのに形にするにはそこに核とならなきゃならない人が要ると思ひまして、場合によってはうちのコミュニティーでこういうことをやるだけけれどもその核となるのに例えば集落支援員を配置したいんで支援してくださいというのであれば、それはそれであり得るかなと私は思っていて、動かさなければこれは前に進みませんから、行政もそれはもう地域の課題だと言っても進みませんから、ぜひそういうコミュニティーから前向きな発言、行動をしていただいて、支援員をつけてもいいですし、役場もはまり込んで進んでいきたいと。ただ、基本は、いつどうするかというのはやっぱりその地域、地域でその課題を具体的に何の課題をどうしていくんだという議論がまず前提になれば、役場が全てやるというわけにはこれはいかないので、そういう意味ではコミュニティーの方々にも村から働きかけをして課題解決できるように進めていきたいなと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） 今の村長の答弁に、私もコミュニティーの本来の在り方というのは同感のところはあります。

ただ、それをじゃあ、もう一步踏み出すというきっかけとかそういうのが本来のコミュニティーの在り方の活動にいけないというところがあると思ひます。それを打破して、今村長がおっしゃられたような形に自主的な活動につなげるようなのが必要だということはお分かりました。

それで、コミュニティー単位で、2番目ですけども、住民アンケート調査も先ほどお伺いしましたけれども、さっきと一部重なるところもあるかもしれませんが、この住民アンケートに対しての今後の、何ていいますか、何年後に実際動けるかみたいなそういうデータがはっきり出るのはいつ頃なんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほどの近議員からのご質問でございますが、今年度中に下関、湯沢地区のアンケートの取りまとめまで完了する予定でございます。以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） それをまとめて周知してそこから活動が始まると思うんですけども、それはいつ頃になりますか。

○議長（渡邊秀雄君） 政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほど、先ほどの村長の答弁の中でもございましたが、このアンケートを基に地域の中でまず話し合いの場というのを持っていただきたいというのがこちらの検討結果でございます。そのために、先ほどの答弁の中で具体的な活用という部分、地域課題解決支援事業の活用はございませんでしたが、各世帯にアンケートの結果をダイジェスト版として配布する事業については既に取組をされているコミュニティーがございまして、各世帯にコミュニティーのアンケートの結果の配布は既に始まってございます。

○議長（渡邊秀雄君） それでは、13時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

初めに、観光地域政策室長から発言の申出があったので許可します。政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） それでは、私から先ほど近議員の地域課題解決支援事業の制度見直しの結果についてという村長答弁の中で、平成29年度から行っております当該事業とさせていただいた部分、訂正をさせていただきます。平成29年度の3月から検討に入りまして平成30年度に事業をスタートさせたものでございますので、訂正させていただきます。以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長から発言の申出があったので発言の許可をします。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 先ほど平田議員からの500万円の根拠ですが、運輸局で決まっております一般乗用旅客自動車運送事業運賃というものがございまして、こちらの特定大型車30分まで4,750円、これを基に試算をしております。4,750円の往復で、その2往復としたものに推定される平均稼働率としまして50%を掛けまして38万円、そちらの38万円に消費税をプラスしますと41万8,000円になります。その12か月としますと501万6,000円となりまして、先ほどのご質問の500万円となると考えております。

○議長（渡邊秀雄君） それでは、2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） それでは、引き続き再質問をお願いいたします。

先ほど村長からコミュニティーの本来の在り方ということが言われたんですけども、私も同感なんですけれども、何せコミュニティーができてから何十年もたっていて、設立当時は私は直接関わっていませんでした。たしか行政主導で立ち上げたというのが本当であろうかと思えます。そういった中で、コミュニティー本来の在り方の理解は当時足らなかったと思うし、またその住民そのものが運動会や敬老会、駅伝大会とかそういう行事を主としてやってきた、それはそれで大変だったんでしょうけれども、それでよしとしてきた長い経験があると思うんです。それを本来の姿に修正するには、これまた大変な労力、時間がかかると思われます。そういった中で、今回の総合計画にもありますようにかなり行政の肩入れがないとそういう意識改革といいますか、そういうのにはなかなか大変だと思えますけれども、その辺は村長は先ほどあくまでも住民が問題を提起して解決してその問題に足りないところは行政が応援をするよという形ではちょっと前に進まないような気がするんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） まず初めに、コミュニティーの設立当時と今とでは随分取り巻く環境が違ってきています。当時は多分そういういろんなイベントで盛り上げている以上に大きな課題がなかったわけでしょうけれども、高齢化、人口減少がどんどん進む中でコミュニティーが取り組む課題も自ずと変わってきていると思っています。それに対して、行政もそうですしコミュニティーもそうですけれども、問題意識をそこに集中しながらお互いに施策を実行しようという動きが鈍かったのかなという気しております。

行政は、ただコミュニティーがやることを支援するというだけじゃなしに、現実的にはコミュニティーの会議に行きますと事務局を役場の人が担っているというのが結構多くて、うそか本当か分かりませんが中にはコミュニティーの中でそれは役場の仕事なんだと、役場任せになっているところもあるように聞いていますけれども、まずはそこから意識改革をしないと何かにしても役場の人がやりゃいいんだということになっちゃうとこれは前に進みませんので、そういう意識改革も含めて、そしてまた先ほど言いました国の事業もありますから、もう少し地域で受け入れる働きかけは行政としてもしっかりやる中でコミュニティーと行政と一緒に課題解決に進んでいきたいなと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） 大変前向きな答弁をいただきましたけれども、何回も言いますがけれどもこの5年、10年の間にかなり集落の様子が変わっていくと思うんです。そういったとき、例えばその集落がここはこうしてくれないか、草刈りしてくれないか、そういうのがもしコミュニティーを通じてまたは区長さんを通じて役場に来たときに、仮に来たときにどういう対応を取られるんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 草刈りしてくれないか、いざらいしてくれないか、何とかしてくれないかとそれぞれ限りがありますから、特に過疎化が著しいところの現状を見ますと、例えば草刈りもするべきところとしないところを分けてここだけはやろうとかそういう取組をしているところもありますし、一番は特に集落単位で考えますと高齢化と人口減少の中でとてもこの集落を維持できない、要は草刈りできないといったときに、先ほど国の制度もありますけれどもそれぞれ応援隊をつくってやるとかまずそういうこと取組を考えた上で、それに対して国も交付金を出しますし必要となれば村も支援しますけれども、みんな村にやってくれと、村は今度建設会社に発注して草刈りをしてもらおうと、こうなるとこれは切りがなくなりますから、お互い努力をしてどの辺で一番スムーズに行くのかというのは考えながら、今後5年、10年を見据えながらやり方をお互いに考えていければなと思っておるところです。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） 実際の問題としてこれから現実的になっていくんでしょうけれども、今村長の答弁にありましたように、細かいところを見ながらその時々に応じて対応してくださるという前向きな答弁をいただきましたので、これからもひとつそういう方向で集落機能維持に今まで以上に対応していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木紀夫です。

私からは、自殺防止計画の取組とフードバンクの活用について質問させていただきます。

昨年当初より猛威を振るう新型コロナウイルスの影響により経済が低迷しています。巣籠もり需要などで過去最高の業績を上げる企業もある中、新型コロナウイルスの影響で破綻した企業は昨年2月から現在まで1,500件を超え、いまだ増えています。破綻以外にも廃業、休業に追い込まれた企業を含めると相当数になると想像できます。

そこでお伺いいたします。

1つ目に、景気の低迷により危惧する最たるものは、自ら命を絶つ自殺です。一昨年、義務化により関川村自殺防止計画が策定され、同年末には自殺対策推進協議会が設置されました。これにより、過去には自殺率が高いと言われた関川村ですが、この防止計画のこれまでの取組の成果と今後の取組について伺います。

2つ目に、衣・食・住、これは生活の3大要因として使われる言葉ですが、この中で生命の維持に欠かせないものは食糧を意味する食です。近年、フードバンクに取り組む自治体が増えています。様々な要因により余った食品や食材を廃棄せずに必要とする施設や住民に届けることで、食品ロス

の削減によって食べ物を大切にすることと生活困窮者の救済措置に取り組める事業ですが、このフードバンクに取り組み活用する考えがあるかを伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 鈴木議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず、自殺防止対策についてであります。

平成31年3月に関川村自殺防止計画を策定いたしました。計画期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間です。本村の自殺死亡率は、全国や県平均よりも高く推移しており、計画では人口10万人当たりの過去の10年間の自殺死亡率を令和5年に15.0%以下とするという目標を掲げました。

これまでの取組としましては、新潟県の自殺対策強化月間に合わせて広報せきかわにおいて相談機関を紹介するとともに、心のストレスに関することや不調を感じたり周囲の方がいつもと様子が違うと気づいたら早めの相談や医療機関受診につながるよう周知をいたしました。また、県の障害福祉課いのちとこころの支援室が発行したチラシを全戸配布をしましたほか、保健師や栄養士による健康相談や介護施設職員との合同研修、地域の茶の間でのコロナ禍での生活やメンタルヘルスについての講話の実施、民生委員や人権擁護委員、学校、保育園、村内事業所、社会福祉協議会などと連携、協力し、見守りや相談事業などを実施をしております。

こうした取組の成果を具体的に示すことは難しいわけですが、結果として計画期間中の自殺者ゼロを目指すという目標は達成困難な状況であります。

今後の取組については、今までの取組を継続するだけでなく妊娠期から子育て支援や産後ケア事業の実施、介護や認知症対策、就労や労働の相談支援事業などきめ細かな対策を実施してまいります。村や社会福祉協議会への相談、地域の「共生型居場所つなぐ」での何でも相談でのお話を聞きますと、高齢者の健康問題だけでなく介護者の鬱や生活困窮者など複雑な、複合的な問題を抱えている場合が多く、包括的な支援が必要となってきています。

令和3年度は、重層的支援体制整備事業移行準備事業を活用して引き続き複雑なケースへの対応や関連機関との連携を強化してまいります。

次に、フードバンクに関するご質問でございます。

フードバンクとは、食品関連企業において包装の印字ミス等により販売が困難になった食品や農家における規格外の農産物、家庭で余った食品などの寄附を受けて、食糧支援を必要とする家族や福祉施設などに無償で提供する社会福祉活動及びその活動を行う団体のことをいいます。福祉の面では、ひとり親家庭や生活に困っていても頼る者がいない人などへ無償で食料を届けるなど重要な役割を果たしています。

新潟県内では、15団体がフードバンク活動に取り組んでおり、新潟県フードバンク連絡協議会として連携をしています。新潟県も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的、社会的に

困難な状況に追い込まれている方々の支援のため活動しているフードバンクに対して財政支援をしているところです。近隣では、村上市に2団体、新発田市に1団体が活動をしています。

現在、村に生活に困っている方から相談があった場合には、生活福祉資金等の貸付事業や自立相談支援機関への紹介、生活保護の相談受付など関係機関と連携して支援を行っています。今まで相談があった方への食糧支援につきましては、近隣のフードバンクへ支援を依頼し協力をいただいていたところですが、

村のフードバンク事業への取組についてであります。県内で活動しているフードバンク組織は個人や団体の会員や寄附、ボランティア活動によって運営されており、県内の団体、個人等でそのような活動を実施する場合には、村としても支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、再質をさせていただきます。

まず初めに、自殺防止についてですが、答弁の中に現在目標達成は困難な状況だとあったのですが、確かに目標数値が10万人に対して15%ということ、これは村内に置き換えるとほぼゼロというような数字になってくるとは思うんですけども、今現在どのような数値になっているのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 計画期間中の自殺者数になるんですけども、平成29年から令和3年までの人数でございます。残念なことでありますけれども、9人という多くの方が亡くなられております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 今コロナ禍でこのような不況ということで、近隣の事業所ですと確かに巣籠もり需要で非常に好成績を出している事業所もある反面、やはり出向ということで飛ばされたり人材派遣ですと首切りにあたりということで、この村内に就職されている方も非常に困難な状況にある方もおられます。この自殺された方の中で、このコロナの影響で自殺に追い込まれた方というのはいますでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 今現在公表されている基礎データの中には原因がはっきりしないというところもありますので、コロナの関係でというのは分からない状況です。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、この10年間ほぼ全体的には減少傾向にあったわけなんですけれども、去年コロナが昨年当初より猛威を振るいましてその影響で自殺された方が増えてきていると。

高齢者とかは減少傾向にあるようですけれども、一番増えた年代というのが10代だそうです。小学校、中学校、高校生、この学校に通う子供たちが将来に不安を抱えてこのコロナの影響で自殺されるということで、当村におきましても小学校と中学校を抱えているわけですが、それについてのこのコロナの影響によつての自殺防止の取組というのはされていますでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 子ども・若者支援協議会という組織がございます。その中で、学校で不安を持っているような子供さんについては、先生方が早く発見をして相談につなげたりしながら対応を取っているところであります。保育園につきましても、子ども・若者支援協議会のメンバーとしましては教職員、それから保育園の保育士、警察など様々な関係団体が構成員となっております。定期的に情報交換をして対策を取るようになっています。以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、一昨年12月議会において議案として自殺防止対策推進協議会設置条例というものが議題として上がりましたが、このときの質疑の中に村民のみ対象かという、村外の方が村内に来て自殺をする方は含まれないかというような質問に対しまして、自殺する場所の整備も検討していかなければならないと回答をしておりましたが、この自殺協議会、この整備は進めておられますでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 今現在は、どんな対策が必要かということは考えている最中ですが、まだ形となっているわけではございません。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） では、それも早急に進めていただきたいなと思っております。

それでは、フードバンクについて質問させていただきます。

フードバンク、先ほども言われたように村内にはなく新発田市に大きな、下越を取り仕切っているのが新発田だと思うんですけれども、新発田のほうにお願いしているような形だと思うんですが、村上のほう、一昨年7月に「フードバンクさんぼく」が初めて村上市で立ち上がりまして、同じく同年12月に「フードバンクむらかみ」が立ち上がりました。この立ち上げの際、村上市においては何とかフードバンクをしなければならぬだろうということで市で取り組むような方向で検討したようなんですが、やはり市で取り組むのは難しいということで各団体、社協とか青年会議所かな、いろいろな団体を声がけをして集まっていたいて何とかこのフードバンクをできないかという協議の音頭を取られたそうです。その1か月後くらいに「フードバンクさんぼく」の代表者が手を挙げてこれに取り組んだということなんですが、答弁の中にはそういった方がいれば補助していくというような答弁でしたが、村が音頭を取ってやっていかなければなかなかこういったものは立ち上

がないということなのですが、そういった音頭を取っていくことはお考えでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） このフードバンクの活動を改めて見てみますと、大変子育て支援だったりとか生活困窮の役に立っていると感じております。村にもあれば大変いいなと私は感じたわけなんですけれども、まず取り組むという意味のある団体、個人の方がいるかというところをやっぱり打診をして、いるようであれば取り組みたいとは考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） ですから、なかなかもうこれはボランティアですので自ら手を挙げて取り組みますというのは出にくいといいでしょうか、村上市では係る経費に関して10の10補助しますと、そこまで進んで初めてどうですかというような検討をして初めて手を挙げてくれたということなのですが、まずある程度手を挙げやすいような整備をしていかなければならないと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） それぞれ地域の事情が違いますが、10分の10あればやれるのか、金の問題じゃないんだと、人の問題なのかとかいろいろ事情があると思いますので、そうやってやれそうな人たちがもし仮にやる場合に何がネックになっているのか、どういう要請支援があればいいのかと、そういう部分の調査はしてみる価値があるかなとは思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、調査を進めていただきたいなと思います。

この「フードバンクさんぼく」「フードバンクむらかみ」の今の現状を調べてみますと、ほぼほぼ1人で運営されていると。役員は10名くらいいるらしいんですけども、実際に動いている方はもう1人で、その方は1人で負担していると。非常に今後こういった組織づくりも村上市では取り組んでいかなければならないと、次に続く方とかもなかなか出てこないような状況を打破していかなければならないというのが今の問題だそうです。

そう考えますと、関川村で新発田にお願いしたということなんですけれども、なかなかやはり新発田のほうからの支援というのも今難しい状況にあるのではなかろうかと思うんですが、村内ではその何名くらい支援を要請して、実際に支援を受けられたのはどの程度の支援を受けられたのか、把握しているか教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 令和2年度中は、相談件数13人でありまして。延べ35件の支援を行っております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） これは、支援した35件、支援を受けられたということによろしいのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） はい、13人が、1人の人が何回もということもありまして、延べ35件支援したということでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 13名の方が支援、村内にはフードバンクを必要としている方がおられるということですので、この村内においてもフードバンク、なるべく早めに整備できるような状況またアンケートを取るなり行動に移していただきたいと思ひまして、私の質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで一般質問を終わります。

日程第5、委員長報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、委員長報告を行います。

初めに、産業建設常任委員長から報告を求めます。委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君）

産業建設常任委員会調査報告書

標記の委員会を下記のとおり行ったので、関川村議会会議規則第77条の規定により報告します。

記

1. 視察を行った日 令和3年5月20日木曜日

2. 参加者

議長 渡邊秀雄

委員長 高橋正之 委員 伝 信男、菅原 修、近 壽太郎、鈴木紀夫

議員 平田 広、小澤 仁

執行部10名

議会事務局2名

3. 説明のため出席を求めた者

羽越河川国道事務所 工務第二課長 瀧澤秀則 ほか2名

4. 視察の場所

新潟山形南部連絡道路一般国道113号鷹ノ巣道路工事現場（大内淵地内）

5. 視察事項

「鷹ノ巣道路」の進捗状況について

6. 視察の結果

鷹ノ巣道路は、下川口から片貝を結ぶ新潟山形南部連絡道路の一部を構成する延長約5キロメートルの道路です。並行する国道113号は落石や雪崩発生、交通事故の危険性があり、整備によって災害に強く安全で安心な道路ネットワークの確保などが期待されます。

今回は、羽越河川国道事務所の工務第二課長から、大内渕地内にあるJR米坂線の上を越すための橋梁工事について、動画による説明を受けた後現地を確認しました。

橋梁上部工事は、組み立てた橋桁を下川口方面から片貝方面へ手延機による送り出し工法で架設するため、線路や列車運行に支障がないよう夜間作業を行っていました。

今後も、鷹ノ巣道路の整備促進と早期供用開始を要望しました。

以上

令和3年6月10日

産業建設常任委員会

委員長 高橋正之

関川村議会議長 渡邊秀雄様

○議長（渡邊秀雄君） 委員長報告に対する質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

日程第6、報告第6号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第6、報告第6号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） お諮りいたします報告第6号は、公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況の報告についてであります。

地方自治法第243条の3第2項によりまして、資本金などの2分の1以上を出資している財団法人や株式会社などはその経営状況を議会に報告することとなっております。例年のとおり、関川村自然環境管理公社から関係書類が村長宛に提出されましたので、その関係書類をもって報告とするものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

ゆ〜むの関係について質問をさせていただきます。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症が発生してから昨年もゆ〜むの入館者数の推移が下がっているという報告があり、このたびで出された資料でもゆ〜むの入館料の減少はあると見受けられます。今現在の入り込み状況それから今後の展望等をお答えいただける範囲で教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問についてお答えします。

まず、ゆ〜むの入り込みもご承知のとおり約63%ほど、対前年比でございますが、令和元年に比べて63%程度の入り込みとなりました。具体的な数字で見ますと、昨年度は14万3,659人でしたが、令和2年度については9万901人になっております。それに伴いまして、収入も同じく約六十数%程度まで落ちているという現状でございます。

今後の展望としましては、まずもって今までどおり感染拡大とか安心して使えるように消毒作業とかそういったものを続けながら、ワクチンの接種に伴ってその後安心して皆さんが使えるようになるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

村民に対してゆ〜むの利用券を配布されていると思うんですけども、その回収率等についてお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 村民利用券につきまして、少しお待ちください。村民優待券につきましては、昨年の秋、令和2年9月に配布をされまして1万630枚でございましたけれども、今現在の利用者数は3,500枚ですので約33%程度と把握しております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

2ページ、自然とふれあう憩の場提供事業とかそれから協力・共催事業、これは昨年度はコロナの影響で全て中止されています。今後、例えば今年の事業計画というのはまだ我々には示されないんですけども、今年度の事業の計画は分かれば教えていただきたい。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますが、既に観桜会とかそういったものもあったわけなんですけれども、ぼんぼりまでは立てたんですがイベントとしては実施できなかった状況にあります。

これからのイベントについても、まだワクチンの接種等がまだ準備が整っていない状態ですので、

ちょっと予定としては立たない状態にあります。ほぼほぼ中止の方向なのかなとは思っておりますが、タイミングを見て実施できるものについては、冬場のイベントもありますので、そういったところでの活動はしていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） もう一回なんですけれども、今までであればスポーツ行事それから社会教育の事業、村民会館、教育課でやったんですけれども、今回こういう形で管理公社に委託している事業もあるわけですね。そういうのは、例えばその都度その都度、事業がある都度に村民に案内を出るわけ、広報とかで。そうじゃなくて、ある程度年間通じたやつは出せないですか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまご提案をいただきましたので、皆さんに楽しんでいただけるようなものとかまた集客につながるものについてはそういったようなPRも含めて検討していきたいと考えております。

すみません。ただいまの答弁の中で、私のほうでは管理公社主催のイベントという形での答弁をさせていただきましたが、村主催のものについては……。すみません。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 管理公社でやっている事業と、公民館事業を管理公社が持ってきたというわけじゃなしにこれまでもこれは管理公社の事業としてやっている事業で、新たに去年、今年に公社に移したのはありません。

あとは、年間行事という話ですが、コロナの状況の中で今からやりますと言ってもどうなるかわかりませんから、その都度その都度状況を見ながら判断をしていくと。ただし、広報はしっかりしていきたいなと思います。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第7、議案第41号 土沢橋橋梁補修工事変更請負契約の締結について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第7、議案第41号 土沢橋橋梁補修工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第41号は、土沢橋橋梁補修工事変更請負契約の締結についてでございます。

昨年12月の臨時議会におきまして一度変更契約をお認めいただいておりますが、このたびは2回目の変更となります。既に仮変更契約を締結しており、議会の議決をいただいて本契約とするもの

でございます。

具体的な内容は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それではご説明をさせていただきます。

工事名は、補第8号土沢橋橋梁補修工事でございます。

変更前の請負金額は、5,189万1,400円ございました。ここにこのたび40万2,600円減額でございます。

そして、変更後の請負金額が5,148万8,800円というものでございます。

契約の相手方は、株式会社渡辺組さんでございます。

なお、減額のこの理由でございますが、片側交互通行による工事としておりましたが全面通行止めに変更しております。そのため、交通誘導員が不要になったということなどが理由でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第41号 土沢橋橋梁補修工事変更請負契約の締結について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第41号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第42号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第2号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第8、議案第42号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第42号は、令和3年度関川村一般会計補正予算（第2号）でございます。

これは、職員の人事異動に伴う職員給与費の調整のほか、今後必要となる追加事業について経費の補正を行うものでございます。

詳細は、総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、第2号となります一般会計補正予算、ご説明させていただきます。

第1条で、歳入歳出予算の補正でございます。4,580万円を追加いたしまして、予算総額49億8,930万円とするというものでございます。

第2条で債務負担行為、第3条で地方債の補正をお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。

令和4年度に予定しております工事の関係であります。上関跨線橋の補修工事の東日本旅客鉄道株式会社との協定に定める工事請負費ということで、債務負担行為をお願いしたいというものでございます。

それから、第3表地方債補正でございます。

1番、追加ということで、林業債90万円、林道蛇喰中東線のり面改修工事でございます。この後歳出予算にも出てまいります。予算額は180万円を予定してございますが、半分を起債ということでございます。

それから、変更であります。消防債、変更前が800万円限度額でしたが、変更後1,000万円ということで200万円の増ということであります。消火栓の移設の取替え工事の関係でございます。この後歳出予算にも出てまいります。

続きまして、28ページをお願いいたします。

給与費の明細書ということでつけております。これは、4月の人事異動に伴いまして増減がありました。これからご説明いたします歳出予算の中に款項目に出てまいります。マイナスとなっておりますのは、特別会計とのやり取りの関係で一般会計自体がマイナスになったということでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

12ページ、歳出からご説明させていただきます。

1 款の議会費は、給与の関係でございます。

2 款総務費、めくっていただいて13ページであります。17節備品購入費60万円。マイナンバーなどの個人情報が記載されております書類を保管している書棚がございます。その鍵ボックスが故障いたしまして、それを入れ替えたいということで60万円計上させていただきました。

それから、7目の地域振興費18節の補助金であります。これは、内訳をご説明申し上げますが、まず宝くじ助成の関係で2集落でございます。小和田集落センター、エアコンなどで230万円。小見の集落センター、こちらもエアコンなどで230万円でございます。これが宝くじ助成であります。それから、村の単独補助事業でございますが、松平の集落センター、瓦屋根のふき替えなどということで40%補助132万円。大島集落センター、トイレ改修ということで50%補助です、36万円。これらの合計が628万円ということでございます。

それから、ページはぐっていただきまして15ページお願いいたします。

4 項選挙費でございます。衆議院議員総選挙の経費をこのたび計上させていただきました。全額国の委託金でございます。17節の備品購入費でございますが、投票用紙の読み取り機、それから事務用の椅子であるとかノートパソコン、これらを整備したいということで250万円計上させていただきました。

それから、3 款民生費でございます。めくっていただきまして、2 項児童福祉費でございます。子育て世帯生活支援特別給付金事業というのが国の制度でございます。お手元にA 4 の両面刷りが配付されているかと思いますが、この事業でございます。対象者に5万円を支給するというものでございますが、村の対象者としては69名を見込んでございます。対象者は、児童手当、特別児童扶養手当、これらの受給者のうち住民税の非課税世帯ということでございます。なお、ひとり親の世帯につきましては、県が支給するという仕組みになってございます。

それから、19ページお願いいたします。

19ページ目、3 項災害救助費です。19扶助費として災害弔慰金250万円計上でございます。これは、今年2月に上川口で雪下ろしの残念ながら死亡事故というのがございました。これが災害弔慰金の対象になるということで、ご遺族の方に250万円の支給でございます。

なお、少し説明させていただきますと、昨年12月に県内の一部の市町村におきまして災害救助法が適用されました。このことで、今年の冬の大雪の事故については県内全ての市町村において災害弔慰金の支給に関する法律が適用になったというものでございます。なお、その生活維持者がもし仮に亡くなった場合には500万円という支給でございますが、このたびはそこには該当しませんので250万円の支給ということになります。国2分の1、県4分の1、村4分の1という負担でございます。

続きまして、ページめくっていただいて21ページでございます。

5款農林水産業費2項林業費でございます。工事請負費として180万円、林道蛇喰中束線のり面改良工事でございます。地方債補正でさせていただいたものでございます。

それから、6款商工労働費でございます。18節の補助金であります。2つございますが、まず1つ、村内店舗改修事業補助金、20%補助で上限が20万円というものでございます。当初予算で40万円を計上しておりましたが、見込みよりも多く申請があるということで100万円増額補正をお願いするものです。2つ目の事業所等継続支援補助金でございます。これも4月の第1号補正でコロナ対策ということで計上させていただいたものでございます。国、県の支援に村が単独で上乘せするという事業でございます。こちらも見込みより多くなるということで120万円増額でございます。なお、この2つの補助金、このたびコロナ対応の臨時交付金を充てさせていただくということでございます。

それから、4目の施設管理費でございます。修繕料で190万円。鷹ノ巣つり橋の手前に駐車場がございます。その川の落ちないように設置している柵がございます。その柵が傷んでいるということで修繕で190万円計上でございます。

それから、7款土木費で、ページめくって23ページでございます。12節の委託料であります。PCB含有塗膜調査委託料700万円。橋梁の調査でございますが12の橋でございます。それから、工事請負費につきましては、消雪施設送水管移設工事700万円でございます。女川地区の圃場整備に伴うものでありまして、工事区域内に埋設されている送水管が支障となるため移設を行うというものでございます。

それから、8款の消防費でございます。12節の委託料、防災行政無線免許更新委託料で15万円、消防の積載車に積載されています無線機、その基地局が役場にあるわけではありますが、5年ごとに免許の更新が必要であります。その費用で15万円でございます。それから、修繕料で130万円、防火水槽等の修繕が増えておりまして増額をお願いしたいというものでございます。それから、18節の負担金でございます。消火栓移設取替工事等負担金200万円、簡易水道事業会計でお願いするものでありますが、場所としては2つございまして、1つが道の駅の整備に絡むものですが、歴史館前にある消火栓、それをまず移設です。それから下川口の消火栓は取替えということでございます。

それから、9款教育費でございますが、25ページでございます。中学校費、人権教育研究指定校事業費ということで計上でございます。中学校がこの指定を受けております。その関係で講演会であるとか授業の研修会、これらを行う経費でございます。なお、これは県の委託金で財源となります。

それから、4項の社会教育費でございます。14節の工事請負費、村民会館2階トイレ改修工事

1,500万円でございます。こちらは、コロナ対応の臨時交付金を充てるというものでございます。

続いて8ページ、歳入をご説明させていただきます。

歳入でございます。

まず、14款国庫支出金でございます。国庫補助金であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,720万円、村民会館のトイレ改修工事、商工業振興費の補助金でございます。それから、児童福祉費国庫補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金事業国庫補助金でありまして10分の10の補助でございます。一律5万円の支給金、それから事務費も10分の10ということでございます。

その下の消防団設備整備費国庫補助金17万8,000円、これにつきましては、当初予算にて団員に配ります手袋を購入することにしておりました。その補助金があるということでこのたび計上させていただきました。3分の1の補助率でございます。

3項委託金は、衆議院議員総選挙事務委託金で877万6,000円です。

9ページであります。15款県支出金でございます。災害弔慰金県負担金187万5,000円。国、県合わせた分4分の3がここに入るということでございます。それから、県単の林道事業県補助金、45%の補助でございますけれども、林道蛇喰中束線のり面改良工事の関係です。81万円。3項の委託金は、人権教育研究推進事業の関係で中学校の関係でございますが30万円の委託金であります。

19款繰越金は、187万1,000円計上させていただきました。

20款の諸収入雑入であります。融雪施設工事補償金受入300万円、これは女川の圃場整備の関連で消雪施設の送水管の移設工事を行います。これが新潟県から補償金が入ってくるというものでございます。それから、消防団員の安全装備品整備等助成金6万円、これにつきましても団員に配布します手袋、その購入がこの防災消防基金からも助成があるということが分かりましたので、6万円計上させていただきました。コミュニティ助成事業交付金460万円、これは宝くじ助成の関係で小見集落と小和田集落でございます。

21款の村債であります。林道整備事業ということで、緊急自然災害防止対策事業債90万円、林道蛇喰中束線の改良工事です。交付税の算入率は70%というものでございます。

それから、11ページでございますが、消防債、消火栓の更新事業で200万円。こちらは過疎債でございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

歳出、21ページの商工労働費でお願いします。

説明の10番の商工業振興費の6番事業所等継続支援補助金ということで、国の一時支援金と県の支援金でしょうか、これに対する上乘せということで以前にご説明を受けておりました。午前の一般質問で観光業界等の支援が足りないんじゃないかというお話もあったんですが、今この辺で売上げが落ちている観光業等の人たちが該当するのであれば十分な支援策と考えておりますけれども、今現在の執行状況といいますか、申込み状況とか分かりましたら教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） それでは、今ほどのご質問にお答えをさせていただきます。

一時支援金の応募状況についてでございます。現在、国の支援金につきましては、14件ほどの申請があるような話がございます。また、先般報道等でも発表されたとおり県の一時支援金につきましては制度拡充がございまして、今後本店、法人または個人という格好の中でタクシー事業者、自動車運転代行業、それから酒屋さんといった飲食の関連事業者に対しての支給という部分もございまして、今回各補正をお願いしたところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

23ページ、2目12節委託料道路橋りょう維持費の各種委託料の中のPCB含有塗膜調査委託とあるんですけども、内訳をお願いします。内容。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 伝議員の質問にお答えをいたします。

内容につきましては、村道橋の鋼桁を採用しております橋梁につきまして、昭和41年から昭和49年の間に建設または再塗装された村内の25ある橋につきましては、使用された塗料の中にPCBが含まれている可能性がございます。このうち、土沢橋と吹ノ沢橋につきましては調査済みになっておりますけれども、残りの23橋については未了という状態になっております。

PCBの処分につきましては、政令で令和9年3月末まで行うということが定められております。それに加えて、橋梁の補強工事に含めて発注する場合については、前年度までに詳細の設計をして工事費の概算を翌年度の予算に計上する必要があるということでございますので、最低限令和7年度の末までに全部の橋梁の調査をしなければならないということになります。このため、塗膜のPCB含有調査についてですけれども、これで含有が認められますと今度は数が多ければ逆算をするとそれに間に合わせるように多量の工事が出てくる可能性があるわけでございますし、PCBの含有されている橋梁以外にも当然工事で補強をしなければいけないという橋梁も出てまいりますので、財政負担も多くなっていくわけでございます。

そういったリスクを回避する面においても、今年度と令和4年度の2か年で残っています23橋につきまして鋼桁にPCBが含まれていないかという調査をする必要があるということで、今年度は

取りあえず半分の12橋分を計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 13ページ、お願いします。

13ページの上から2段目の備品購入費ですが、情報システム管理費のところ、先ほど鍵管理ボックス購入ということで壊れたので、マイナンバーの鍵を入れるボックスですということで説明がございましたが、60万円と非常に高額なわけですが、これはこのような仕様のものを購入しなければならないという指定があるのか、あるいは壊れたということですがこんな高額なものがそう簡単に壊れては非常に困るわけですが、何かどうしてもこういうような金額、一般の民生感覚でいきますと非常に高額、鍵を入れるボックスにしては非常に高額で驚いたんですけれども、その辺、鍵ボックスとしてこういうのを入れなければならない指定なのか、壊れたいきさつですとかお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） お答えいたします。

指定といいましょうか、そういう法的な根拠は把握しておりませんが、この鍵は少し補足させていただきますと、セキュリティーで使う職員に限られているわけですが、それでも誰でも使えるというのではなくて暗証番号を入れて開け閉めできるようにしております。それも誰がいつどこでという記録も残るようなシステムになってございまして、そんなことで少し高額ではございますけれども、やはりセキュリティー上必要だという判断から補正をお願いしたいというものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） まず、19ページ、災害弔慰金250万円ということなんです、これは国から激甚指定とか何かそういったものなんでしょうか、それとも県が村に対してした何かか、また何にもなくとも来年度も出るのか、ちょっとその辺詳しく教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 少し繰り返しになりますけれども説明をさせていただきます。

国が災害救助法で地域を指定いたします。それで、昨年12月に県内の一部、関越道で高速道路でしたか、通行止めになったぐらいの大雪がございました。その関係で災害救助法が適用された市町村があるということでございます。そうすると県内全てに対象になるというような仕組みになってございまして、それからついでに申し上げますと、例えば新潟県のほかに秋田県も指定になったんですが、全国で2つ以上の都道府県が網かかると全てかかるというような仕組みもあるようでございまして、そんなことがあって関川村も支給の対象になったということがまず一つございます。で

すので、来年そういったことがなければ、仮に死亡事故が起きてもこの対象にはならないというような仕組みでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 22ページ、観光施設管理費修繕料ですが、鷹ノ巣駐車場柵を造るということで、これは前回転落事故があったところだと思うんですが、その転落事故があったところだけですか、それとも駐車場のほかのところまでずっと柵ができるんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほどのご質問でございますが、転落事故があった箇所につきましては既に転落防止柵の設置が完了してございます。そうではなくて、駐車場側を今年度壊れておるので春先からやる予定でございましたが、つり橋から上部の柵につきましても一部落下しているような状況が見受けられましたので、追加で36メートルの修繕を行う予定でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、24ページ、消火栓移設とありますが、これはバスのロータリーを造る予定で邪魔になったのでずらすということよろしいでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） バスの回転場ではなく大型の駐車場という格好での相互利用が可能なような駐車場整備に関連してございまして、それに関連して歴史館前の消火栓については行うものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

それでは、2時半まで休憩いたします。

午後2時15分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9、議案第43号 令和3年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第9、議案第43号 令和3年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第43号は、令和3年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

これは、一般会計から受託いたします工事費を増額する補正でございます。詳細は、建設課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 議案第43号 令和3年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、詳細を説明します。

消火栓の移設取替え工事各1基ずつ、計2基を受託することに伴いまして、第3条に定めた営業収益、営業費用にそれぞれ200万円の増加をお願いするものです。

901ページをご覧ください。

収入第1款第1項営業収益、支出第1款第1項営業費用にそれぞれ200万円を追加し、営業収益を総額1億449万円、営業費用を総額2億532万円とするものです。

1枚めくって裏面の902ページをご覧ください。

支出から説明します。1款1項3目受託工事費ですが、道の駅大型駐車場整備に伴い消火栓を移設する工事費及び下川口地内の老朽化し操作不能となった消火栓取替え工事費計200万円を増額するものです。

収入について説明します。1款1項1目営業収益ですが、今ほど説明いたしました消火栓の移設に係る費用を一般会計から負担金として収入するために増額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第43号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第10、同意第4号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第11、同意第5号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第12、同意第6号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第13、同意第7号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第14、同意第8号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（渡邊秀雄君） 日程第10から14、同意第4号から同意第8号まで関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて、以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 同意第4号から同意第8号は、農業委員会の委員を任命するに当たり農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

これは、令和3年7月31日現在の農業委員会の委員の任期が満了することに伴いまして新たに農業委員を任命するため、同意を求めるものでございます。

なお、現在の農業委員会の委員から新たな農業委員会制度が適用されまして、このたび2期目の改選となります。

同意第4号の横山秀子さんは、現在農業委員であるとともに農業に従事しており、農業に関する見識も有している方です。また、農産物加工場を開設するなど農業に積極的に取り組まれていること、また委員への女性参画の視点からも適任と判断し選任するものであります。

同意第5号の駒沢辰夫さんは、認定農業者であり集落の農家組合長や土地改良区の監事も務めており、地域の農業をリードする担い手として活躍されております。現在も農業委員ですが、今後も意欲ある担い手農家の意見を業務に反映していただけるものと考え選任したものでございます。

同意第6号の新野健一さんは、中立委員としての立場で選任したい考えであります。現在の農業委員会制度上、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならぬこととなっております。この点で、新野さんは農業に従事していないこと、そして過去に農協職員の経験があること、また現在も村の農地利用最適化推進委員としてご尽力いただいていることなどから、公平公正な判断を行える人物と判断し選任したものであります。

同意第7号の平田二男さんは、現在も農地利用最適化推進委員としてご尽力いただいているほか、松平集落区長も務められ地元地域からの信頼も厚いことから、今後も地域農業のためにご尽力いただけるものと考え選任したものであります。

同意第8号の大島 聡さんは、現在関川村農業委員会会長を務めておられます。普段は、農業法人であります上野新農業センターで取締役を務めており、地域からも農業の担い手として信頼されております。これまでも、女川地区の圃場整備事業などで地域のリーダーとしての役割を十分発揮し、農地の集積集約化にご尽力いただいております。農業委員に適任と判断し選任したものであります。

人事案件でありますので、全員一致でご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、同意第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第4号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第4号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、同意第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(渡邊秀雄君) 起立多数です。したがって、同意第4号 関川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、同意第5号の質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第5号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、同意第5号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、同意第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(渡邊秀雄君) 起立多数です。したがって、同意第5号 関川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、同意第6号の質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています同意第6号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、同意第6号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、同意第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、同意第6号 関川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第7号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第7号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、同意第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、同意第7号 関川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、同意第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第8号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第8号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、同意第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(渡邊秀雄君) 起立多数です。したがって、同意第8号 関川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

○議長(渡邊秀雄君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後2時40分 散 会